

人材マッチングの推進による地域産業活性化に向けた連携協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と株式会社アトラエ（以下「乙」という。）及び藤枝商工会議所（以下「丙」という。）並びに岡部町商工会（以下「丁」という。）は、人材マッチングの推進による地域産業活性化に向けた連携及び相互協力について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙及び丙並びに丁が連携及び相互協力のもと、人材マッチングの推進により地域産業の活性化を推進し、もって地域産業の持続的な成長と競争力の強化に寄与することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲、乙及び丙並びに丁は、前条の目的を達成するため、次の事項で連携し協力する。

- （1） 地元中小企業が求めるベテラン人材のマッチングに関すること。
- （2） 地域課題解決に向けた調査や分析に関すること。
- （3） 地元企業への周知に関すること。
- （4） 地域産業の活性化に関すること。
- （5） その他、連携及び相互協力が必要と認められる取組に関すること。

（協議）

第3条 甲、乙及び丙並びに丁は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙丙丁合意の上、決定する。

（守秘義務）

第4条 甲、乙及び丙並びに丁は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（機密情報の取扱い）

第5条 甲、乙及び丙並びに丁は、本件業務遂行のため相手方よりそれぞれ提供を受けた経営上、技術上又は営業上の一切の情報及び個人情報の保護等に関する法律（平成15年法律第57号、その後の改正を含む）第2条に定義される個人情報（以下、総称して「機密情報」という）を第三者に開示、漏洩又は提供してはならない。但し、次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではない。

- （1） 秘密保持義務を負うことなく既に適法に保有している情報
- （2） 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- （3） 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
- （4） 本契約及び個別契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
- （5） 法令又は行政機関からの要請により開示を義務付けられた情報

2. 機密情報の提供を受けた当事者は、当該機密情報を善良なる管理者の注意義務をもって厳に保持するものとし、当該機密情報を第三者に開示、提供又はその使用に供する場合は、事前に相手方から書面による承諾を受けなければならない。

3. 甲、乙及び丙並びに丁は、相手方より提供を受けた機密情報について、本契約及び個別契約の目的の範囲内でのみ使用するものとし、複製、複写、改変が必要なときは、事前に相手方から承諾を受けるものとする。
4. 甲、乙及び丙並びに丁は、機密情報の提供、返却等については、第7条の規定を準用する。
5. 本契約とは別に、甲乙丙丁間で情報の秘密保持に関する契約を締結した場合、情報の取扱いについては、秘密保持契約の内容が本契約に優先するものとする。

(協定の見直し)

第6条 甲、乙及び丙並びに丁のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から3年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲、乙及び丙のいずれかが書面により特段の申出を行わないときは有効期間が満了する日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(反社会的勢力の排除)

第8条 甲、乙及び丙並びに丁は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。

- (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下、総称して「暴力団員等」という）であること
 - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲、乙及び丙並びに丁は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証する。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 甲、乙及び丙並びに丁は、相手方が前二項に違反した場合は、通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに本契約を終了させることができるものとする。
4. 甲、乙及び丙並びに丁は、前項の規定により本契約を終了させた場合、相手方に損害が生じてもその賠償責任を負わないものとする。但し、契約を終了させた者からの損害賠償請求は妨げない。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙丙丁協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙丁署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年7月20日

藤枝市岡出山一丁目11番1号

(甲) 藤枝市

市長

北村 正平

東京都港区麻布十番1丁目10番10号

(乙) 株式会社アトラエ

代表取締役CEO

新居 佳英

藤枝市藤枝四丁目7番16号

(丙) 藤枝商工会議所

会頭

山田 壽久

藤枝市岡部町岡部6番地の1

(丁) 岡部町商工会

会長

鈴木 秀樹